



国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32) 8895

栃木年金事務所 ☎0282 (22) 4131

学生納付特例についてのご案内

日本に住む20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。本人の所得が一定以下の学生が対象になります。なお、家族の方の所得は問いません。

■対象となる人

対象となる学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象になります。（一部対象外の学校があります）

ます）

■所得の基準額

免除を受ける年度の前年所得が118万円＋扶養親族の数×38万円＋社会保険料控除等以下であれば、保険料の納付が猶予されます。

■承認期間と更新手続き

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。次の年度も同じ学校に在学予定である場合、3月下旬に更新の案内と申請書が送られてきますので、引き続き学生であれば、必要事項をご記入の上ご返送ください。

また、申請書を紛失した場合や、前年度と違う学校に在学している場合は、市民課で申請手続きをお願いします。

■申請受付

平成30年度分（平成30年4月～平成31年3月分）の学生納付特例は、4月2日（月）から受付となります。

※更新手続きをされた方は申請不要です。

申請時から2年1か月前までさかのぼって申請することができますようになっています。

申請を忘れてしまい、未納となっている方は早めにお手続き

してください。

■申請先 市民課

■必要なもの

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書、失業した場合雇用保険の離職票または受給資格者証

■将来の年金額を増やすために

学生納付特例について承認された期間は、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間には算入されませんが、年金額には反映されません（下記の表を参照）。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金額を増額するため、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

ただし、承認を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

■申請先 市民課

■必要なもの

年金手帳、印鑑

学生納付特例承認期間と年金受給資格期間等との対応表

		納付	学生納付特例 (承認期間)	未納
老齢基礎年金	受給資格期間	○ 入ります	○ 入ります	× 入りません
	年金額に計算	○ 入ります	× 入りません	× 入りません
障がい基礎年金の受給資格期間 遺族基礎年金の受給資格期間		○ 入ります	○ 入ります	× 入りません

未納のままだと、障がい基礎年金や遺族基礎年金に該当するような場合でも、納付要件が満たされず、年金が受給できない場合があります。

受給資格期間の短縮

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間が10年となりました。

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅宛

に請求書（黄色）を発送しています。ご相談・お手続きがお済みでない方は、年金事務所へご予約のうえお早目にご相談・お手続きをお願いいたします。

黄色の請求書が届かない方も、任意加入の申出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できたりする場合がありますので、ご自身の資格期間をご確認ください。

詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

※資格期間・保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金の加入期間など

※制度改正の注意点

- ・年金を受給するための年齢要件は変更ありません。
- ・遺族の年金や障がいの年金の権利を有している場合、老齢の年金を決定しても併給調整により停止となる場合があります。今回の制度改正によって手続きを行っても、受け取る年金額が変わらないケースがあります。
- ・遺族厚生年金の受給要件は変わっていません。亡くなられた方の資格期間が25年以上あることが必要です。